

炭生館での事業系一般廃棄物 受入れ時のお願い

商店・事務所・飲食店・農漁業など事業活動から出る紙くず・繊維類・食品くずなどは、量の多い・少ないにかかわらず事業者の責任において処理することになっており、ごみステーションへは出せません。処理する際は、民間の廃棄物収集運搬業者に委託するか、処理施設へ自己搬入してください。

炭生館で処理できる事業系一般廃棄物

炭生館で処理できる事業系一般廃棄物は、もやせるごみ（紙くず・生ごみ・小木片等）です。
※リサイクルができる紙類は、各資源化・環境センターに搬入してください。

資源ごみ(紙類)には 処理手数料はかかりません。

※事業所の維持管理で発生した枝木、竹、草は赤羽根環境センターに搬入してください。

※農業残渣や農地の維持管理で発生した枝木、竹、草は受入できません。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃プラスチック類や金属くず、建設業に伴って発生する木くずなどは産業廃棄物です。市の処理施設には搬入できませんので、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。産業廃棄物の種類については愛知県のHPより案内パンフレット「産業廃棄物を適正に処理しましょう」をダウンロードしてご確認ください。

事業系一般廃棄物

産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物です。事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、市の処理施設へ自己搬入するかを問わず、市の処理施設へ搬入される場合は処理手数料がかかります。

炭生館への事業系一般廃棄物の出し方

フラットファイル
チューブファイル
(紙製ファイル)

- ・ファイルから書類を外してください。
 - ・ファイル本体は30cm四方以下にしてください。
 - ・金属の金具は外してください。
- ※金属、プラスチック部分を外せば、雑紙として各資源化・環境センターに資源ごみとして無料を出すこともできます。

納品書・請求書
(厚みのあるもの)

- ・厚みのあるものは、なるべく薄くなるように破いてください。
- ・つづり紐等で結束しているものは外してください。

ロール状に巻かれた紙
ひも

- ・伸ばすと長いものは、30cm以下に切ってください。
(事業活動に伴って排出されたものは産廃になる可能性があります。)

こわすごみ(可燃素材のみで
できた30cm四方より大きい
もの)

- ・30cm四方以内にした場合は炭生館へ搬入可能。
- ・30cm四方以内にならない場合は各資源化・環境センターへ搬入してください。

※紙類は縛らずにお持ちください。

※ごみの量が多い時は、13:00~16:00の間にお持ちいただくとスムーズに受入れができます。